ときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 (0.5 × A ＋ 0.5 × B) × 0.940 0.5 × A 及び 0.5 × B に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 A　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には、3 とする。） 算式Ⅰ A ＝ ｛ (a1 ＋ a2 ＋ a3 ＋ a4) ／ a5｝／ 0.341 (a1 ＋ a2 ＋ a3 ＋ a4) ／ a5 に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅰの符号 a1　当該都道府県の 65 歳以上人口（令和８年改正前の省令附則第 21 条第 1 項第 1 号の表中 8 に掲げる地方団体にあつては、同項の規定によつて算定した 65 歳以上人口） a2　令和 7 年 3 月 31 日現在において身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）の規定によつて身体障害者手帳を所持している者として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第 14　身体障害者手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「総数（年度末現在）」の欄の当該都道府県の数 a3　令和 7 年 3 月 31 日現在において療育手帳制度要綱（昭和 48 年9月 27 日厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知）の規定によつて療育手帳を所持している者として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第 31　療育手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「年度末現在」の欄の当該都道府県の数 a4　令和 7 年 3 月 31 日現在において精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）の規定によつて精神障害者保健福祉手帳を所持している者として衛生行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第 5　精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「年度末現在」の欄の当該都道府県の数 a5　国勢調査令によつて調査した令和 2 年 10 月 1 日現在における当該都道府県の人口（令和８年改正前の省令附則第 21 条第 1 項第 1 号の表中 1 に掲げる地方団体にあつては、同項の規定によつて算定

ときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 (0.5 × A ＋ 0.5 × B) × 0.955 0.5 × A 及び 0.5 × B に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 A　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には、3 とする。） 算式Ⅰ A ＝ ｛ (a1 ＋ a2 ＋ a3 ＋ a4) ／ a5｝／ 0.340 (a1 ＋ a2 ＋ a3 ＋ a4) ／ a5 に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅰの符号 a1　当該都道府県の 65 歳以上人口（附則第 21 条第 1 項第 1 号の表中 8 に掲げる地方団体にあつては、同項の規定によつて算定した 65 歳以上人口） a2　令和 6 年 3 月 31 日現在において身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）の規定によつて身体障害者手帳を所持している者として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第 14　身体障害者手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「総数（年度末現在）」の欄の当該都道府県の数 a3　令和 6 年 3 月 31 日現在において療育手帳制度要綱（昭和 48 年9月 27 日厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知）の規定によつて療育手帳を所持している者として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第 31　療育手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「年度末現在」の欄の当該都道府県の数 a4　令和 6 年 3 月 31 日現在において精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）の規定によつて精神障害者保健福祉手帳を所持している者として衛生行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第 5　精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「年度末現在」の欄の当該都道府県の数 a5　当該都道府県の人口（附則第 21 条第 1 項第 1 号の表中 1 に掲げる地方団体にあつては、同項の規定によつて算定した人口）